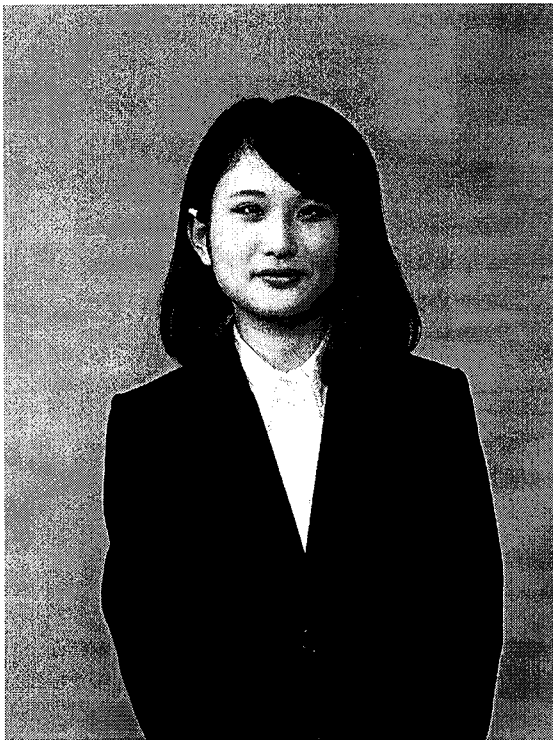


社員紹介コーナー

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikei.co.jp
URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>



4月に入社しました小田と申します。
入社して半年が経ちました。
まだまだ、勉強不足で学ぶ事が
たくさんありますが、色々な事に
積極的に取り組んで日々の業務に
励んでいきます。
趣味の方では、フルーツやピアノを
していたので、何か楽器をしたいな
と思っております。
早くお客様のお役に立つことが
できるよう、努力して参りますので
よろしくお願い致します。

社員からのコメント

内田：小田さんが入社し半年近くが経ちました。
仕事に対し前向きに取り組む姿にいつも感心しています。
5課一丸でお客様のお役に立てるよう頑張ってください！

深堀：大人しそうな第一印象を受けていましたが、実際に関わってみると
テキパキ動く口もよく動く(勿論イイ意味です!!)面白い子でした。
これからどんどん仕事をしてもらい、お客様の役に立つ事務員になるよう
一緒に頑張ってください。

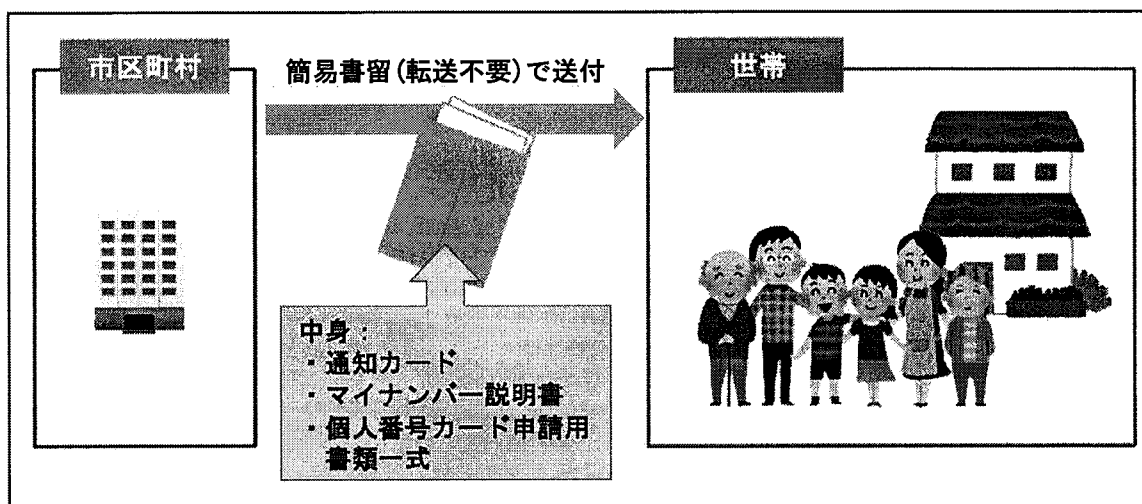
中川葵：小田さんがいるだけでその場の雰囲気が明るくなるほど、
とても元気で素敵なお方です。今後様々なお客様と関わっていく中で、
お客様に元気を与えられるような事務員に成長していくと思います！

10月から送付開始通知書は確実に受け取れますか？

10月から順次、個人が住民登録している住所地へ12桁の個人番号
(以下、マイナンバー)の通知が発送されます。

法人は、13桁の法人番の通知が登記されている本店所在地へ届きます。

◇個人へ届くマイナンバー



10月5日時点で、日本に住民票がある個人に対し、各市区町村からマイナンバーの通知書が住民票の所在地へ送付されます。

この場合のポイントは次の4つです。

- ・住民票の住所地へ届くこと
- ・世帯ごとにまとめて届くこと
- ・簡易書留にて届くこと
- ・転送不要扱いとなって届くこと

事業者から従業員への指導として、引越しをして住民票の住所地と違う場所に住んでいる場合住民票の住所地に届いても確実に受取れるかどうかを確認してもらうようにしましょう。

たとえば、郵便物は転送処理の手続をしているから大丈夫だろうと思われてしまいますが、この通知書は転送がされません。確実に受取れるように、住所地の変更手続をとるように指導しましょう。

また、学校通学のため実家を離れ一人でアパートに住んでいる学生アルバイトがいる場合、大抵、住民票の住所地は実家のままです。通知書は必ず実家で保管・管理してもらうように指導しましょう。

これらと同時に全ての従業員に対して通知者が届いたら紛失しないように適切な保管を指導することも大切です。

◇法人へ届くマイナンバー

法人へは同時期に、法人番号の通知書が国税庁から『登記上の本店所在地』へ送付されます。納税地ではありませんので、登記上の本店所在地で通知書が受取れない場合には、管轄の法務局で変更登記の申請手続きを行いましょう。